

宇陀市指定暑熱避難施設「うだ涼み処」 募集要項

1 趣旨

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（以下、改正気候変動適応法）により、極端な高温の発生時に暑さをしのぐため、誰でも休憩できる冷房設備が整った「指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という）」を市町村が指定することとなりました。

クーリングシェルターは、公共施設、民間施設を問わず、地域であらかじめ避難場所を確保し、市民の熱中症リスクを低減させることが目的です。

市では、市内の公共施設の一部を「うだ涼み処」（クーリングシェルター）として指定すると同時に、市と共に熱中症対策に取り組んでいただける市内の民間施設を募集します。

2 募集要件

次の要件を満たすものを、市がクーリングシェルターとして指定します。

なお、指定を受けた施設等については、その概要を市がホームページ等で公表します。

- (1) 適切な冷房設備を有すること
- (2) 熱中症特別警戒情報が発表されたときは、施設の開放可能日において必ず開放すること。
- (3) 熱中症特別警戒情報が発表されていない場合も、熱中症特別警戒情報等の運用期間（4月第4水曜日から10月第4水曜日まで）の開放可能日は、クーリングシェルターとして提供することができること。
- (4) クーリングシェルターとして開放する部分が、適切な空間を確保できること。
また、利用者が休憩できる椅子等を設置できること。

※施設の開放可能日と開放の時間帯は、施設の通常の営業日及び営業時間の範囲内で、協力いただける範囲の時間とします。

3 確認事項

- (1) クーリングシェルターとして適当と認められる場合は、市と協定を締結していただきます。
- (2) クーリングシェルターの指定施設は、市ホームページ等で公表します。
- (3) 市が用意するのぼり旗、ポスター等の掲示をお願いします。
- (4) 休憩に訪れた方の対応は、各施設でお願いします。
- (5) クーリングシェルターの場所の案内や、問い合わせがあった場合に飲料購入場所の案内をお願いします。

- (6) 冷房設備の電気代等、クーリングシェルターの開放に当たって必要な経費は各施設での負担となります。
- (7) クーリングシェルターの利用者が施設に損害を与えた場合であっても、市は損害賠償の責任を負いません。
- (8) 環境省が発表する熱中症予防情報の把握に努めてください。

4 応募方法

応募用紙に必要事項を記載し、持参、郵送、電子、メールで提出してください。

5 応募後の流れ

- (1) 応募内容の審査・承認 (2) 協定の締結・クーリングシェルターとしての指定
- (3) クーリングシェルターの公表 (市ホームページ等) (4) 運用開始

6 その他

申込内容により、指定されない場合があります。